

平成29年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成29年度9月補正予算関係)

総務部

平成29年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 繰越明許費に関する調書	情報政策課	4
	3 債務負担行為に関する調書	情報政策課	5

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について	税務課	6

平成29年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 使用料及び手数料	4,408,992	△ 7,234	4,401,758
9 国庫支出金	48,229,475	98,099	48,327,574
12 繰入金	16,146,201	1,410,531	17,556,732
13 繰越金	5,036,810	228,252	5,265,062
14 諸収入	13,034,190	80,968	13,115,158
15 県債	50,893,000	245,000	51,138,000
歳入合計	361,404,392	2,055,616	363,460,008

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,967,931	70,241	27,038,172	633	21,000	5,000	43,608
3 民生費	44,986,973	35,046	45,022,019	698		18,008	16,340
4 衛生費	15,802,432	1,409,025	17,211,457	300		1,392,286	16,439
6 農林水産業費	24,990,989	265,909	25,256,898	82,800	99,000	28,971	55,138
7 商工費	20,084,933	87,892	20,172,825	12,750			75,142
8 土木費	48,356,122	185,667	48,541,789		125,000	40,000	20,667
10 教育費	67,018,017	1,836	67,019,853	918			918
歳出合計	361,404,392	2,055,616	363,460,008	98,099	245,000	1,484,265	228,252

歳 入

8款 使用料及び手数料

1項 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生使用料	490,591	△ 7,234	483,357	1 児童福祉施設使用料	△ 7,234	
計	3,389,555	△ 7,234	3,382,321			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	2,127,952	633	2,128,585	1 総務管理費補助金	633	私立学校振興費補助金
3 民生費国庫補助金	946,401	698	947,099	1 社会福祉費補助金	648	国民健康保険連絡調整費補助金
				2 児童福祉費補助金	50	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,983,093	300	1,983,393	1 公衆衛生費補助金	300	健康県づくり推進費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	7,824,308	82,800	7,907,108	1 農業費補助金	13,711	農業総務費補助金 11,711 農作物対策費補助金 2,000
				2 畜産業費補助金	48,632	畜産振興費補助金 23,500 家畜保健衛生費補助金 25,132
				3 農地費補助金	19,457	土地改良費補助金 18,013 農地調整費補助金 1,444
				4 林業費補助金	1,000	林業振興費補助金
7 商工費国庫補助金	251,218	12,750	263,968	2 工鉱業費補助金	12,750	中小企業振興費補助金
10 教育費国庫補助金	725,050	918	725,968	1 教育総務費補助金	918	教育連絡調整費補助金
計	31,266,634	98,099	31,364,733			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 安心子ども基金繰入金	303,414	14,666	318,080	1 安心子ども基金繰入金	14,666	児童福祉総務費充当
14 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,195,571	1,297,561	2,493,132	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,297,561	児童福祉施設費充当 10,576 医務費充当 1,286,985
15 和牛振興戦略基金繰入金	196,963	27,091	224,054	1 和牛振興戦略基金繰入金	27,091	畜産振興費充当
18 鳥取元気づくり推進基金繰入金	752,521	5,000	757,521	1 鳥取元気づくり推進基金繰入金	5,000	計画調査費充当
20 地域医療再生基金繰入金	0	66,213	66,213	1 地域医療再生基金繰入金	66,213	医務費充当
計	16,068,175	1,410,531	17,478,706			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	5,036,810	228,252	5,265,062	1 前年度繰越金	228,252	
計	5,036,810	228,252	5,265,062			

14款 諸 収 入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
13 農業・食品産業技術 総合研究事業機 受託収入	7,190	1,880	9,070	1 農業・食品産業技術 総合研究事業機 受託収入	1,880	
計	1,433,968	1,880	1,435,848			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
7 雑 入	2,829,049	79,088	2,908,137	1 雑 入	79,088	
計	3,137,959	79,088	3,217,047			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 総 務 債	1,889,000	21,000	1,910,000	2 企 画 債	21,000	計画調査費充当
4 農 林 水 産 業 債	2,631,000	99,000	2,730,000	1 農 業 債	9,000	農業大学校費充当
				2 畜 産 業 債	14,000	家畜保健衛生費充当
				3 農 地 債	14,000	農地防災事業費充当
				4 林 業 債	62,000	治山費充当
6 普 通 土 木 債	11,819,000	125,000	11,944,000	2 河 川 海 岸 債	78,000	河川総務費充当 48,000 砂防費充当 30,000
				3 港 湾 債	47,000	空港費充当
計	50,893,000	245,000	51,138,000			

緑越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2	総務費	2	企画費	2	計画調査費				8,000	県庁基幹システム(税務システム)の構築運 延に伴い、システム構築の進捗管理等を行う プロジェクトマネジメント業務の委託契約期 間を1年間延長するため。
			県庁基幹システム 刷新	16,416	8,000				8,000	
			県庁基幹システム 刷新事業費(システム開発)	625,325	149,196		98,000		51,196	県庁基幹システム(税務システム)のカスタ マイズ(パッケージソフトの県仕様対応)等 に不測の時間を要し、年度内に構築を完了す ることが困難となったため。
総務部合計						641,741	157,196	98,000	0	59,196

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源		一 般 財 源				
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	その他 千円	一般財源 千円		
平成29年度 県庁基幹システム開発及び運用保守委託	千円 59,797			平成30年度から 平成35年度まで	59,797							59,797

条例名等

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由
「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設のうち一定の要件を満たすものを促進区域内に設置した者について、当該施設に係る不動産取得税の課税免除を行った地方自治体に対して普通交付税による減収補てんをするとされたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する特例を定める。

※地域経済牽引事業とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業のことをいう。

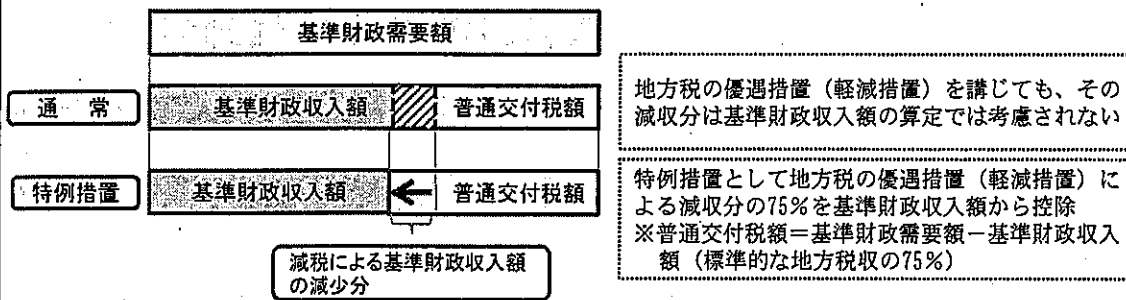
2 概要
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に記載された促進区域内において、地域経済牽引事業の用に供する施設で取得価額などの一定の要件を満たすものを新設又は増設した者に対する不動産取得税について、課税免除する。

3 施行期日等
(1) 施行期日は、公布日とする。
(2) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】
＜制度概要＞

区分	改正後 (地域経済牽引事業促進法)	改正前 (企業立地促進法)
対象事業者	知事が承認した地域経済牽引事業計画に定める事業のための施設を促進区域内に設置した事業者	知事が承認した企業立地計画に従って施設を企業立地計画に定める集積区域内に設置した事業者
対象業種	業種制限なし	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所
取得価額要件	1億円超(農林漁業及びその関連業種にあっては5千万円超)	2億円超(一定の農林漁業関連業種にあっては5千万円超)
取得期間	基本計画の同意の日から起算して5年内	基本計画の同意の日から起算して5年内
国の確認	地域の成長発展の基盤強化に資するものとしての基準に適合することについて大臣の確認を受けたもの ＜適用要件＞ ①国の評価委員会において先進的であることが認められること ②計画開始から5年後において、以下の達成が見込まれること 事業の売上高伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の当該事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5% かつ 事業の売上高伸び率(%) がゼロを上回ること ③事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計額 ≥ 2,000万円 ④事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額 ≥ 事業の前事業年度の減価償却費の額 × 1/10	特になし

＜普通交付税による減収補てん措置のイメージ＞



特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「<u>過疎法</u>」という。）、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>地域経済牽引事業促進法</u>」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>促進区域</u>における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 <u>地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号</u>に規定する<u>促進区域内</u>において、<u>地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「<u>同意日</u>」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）<u>第2条に規定する対象施設</u>（以下「<u>対象施設</u>」という。）を設置した<u>地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者</u>に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「<u>過疎法</u>」という。）、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>同意集積区域</u>における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 <u>企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域内</u>において、<u>企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「<u>同意日</u>」という。）から起算して5年以内に、<u>企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下この条において「<u>企業立地促進法省令</u>」という。）<u>第3条に規定する対象施設</u>（以下「<u>対象施設</u>」という。）を設置した<u>事業者</u>（<u>企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。</u>）に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「旧法」という。）第14条第3項の規定により企業立地計画の承認（旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた事業者及び改正法附則第3条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により企業立地計画の承認又はその変更の承認を受けた事業者に係る不動産取得税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。